

法制問題小委員会平成 20 年度・中間まとめに関する意見

- 1．団体
- 2．社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）
- 3．〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
- 4．03-3523-0811
- 5．第 6 節「その他の検討事項」について(p.63)
- 6．意見

この中間まとめでは、「以上の課題のほか、本小委員会の検討課題としては、通信・放送の在り方の変化への対応などが残されている」と、「など」に含まれているかもしれないが、あたかも検討課題としては「通信・放送の在り方の変化への対応」が主たるものとして残っていて、その他のものは何もないかのような書き振りとなっている。

貴小委員会では、平成 17 年以来、様々な権利制限を巡る課題に取り組んでいるところであり、その進捗状況については、平成 19 年 6 月 29 日開会の第 5 回会議において配布された資料 4「権利制限を巡る課題に関する審議等の進捗状況」にまとめられている。

この資料では、同年 10 月に出された「平成 19 年度・中間まとめ」において検討経過が取りまとめられている障害者福祉関係の権利制限の拡大要望のほか、平成 17 年 3 月に出された図書館関係の権利制限の拡大要望についても取り上げている。

その中では、「図書館関係者と権利者団体間において協議が進捗していない」とされているものもあるが、両当事者間での意見の相違がないか、あっても少ないことから、「図書館関係者から再検討の要請があったところである」という結論となっている項目が 4 つもある。

このうちの「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについては、貴分科会の過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討結果が出されたと聞いているが、その他の 3 つの項目については、何らの検討も行われていない。

これらの要望については、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した図書館機能の拡大についての認識に乏しいと思われる一部委員から慎重を期する意見があったほかは、賛同する意見がほとんどであったことから、図書館関係者から再検討の要請があった以上、検討の遡上に乗せることが適当と思われる。

（なお、これらの要望を出す背景となった図書館像については、当協会から平成 18 年 8 月に各委員に送付したところである。）

ところが、この中間まとめでは、これらの要望が検討事項として記されていない。当協会としては、これらの要望が検討事項として残されていることを本文中に記すとともに、早急に検討を再開することを要望するものである。

それに、平成 19 年度の中間まとめにおいて法改正の対象とすべきとしていた障害者福祉関係の要望事項についても、平成 20 年 1 月 30 日に出された「平成 19 年度法制問題小委員会の審議の経過について」では「概ね中間まとめの基本的方向性と趣旨を同じくする意見がみられる」としていることから、この項目についても検討対象であることを明記するとともに、早急に検討を再開するよう要望するものである。

（2008 年 11 月 10 日提出）